

## 那須町議会業務継続計画

### 1 那須町議会業務継続計画(Business Continuity Plan)策定の目的

- (1) 那須町議会業務継続計画（以下「議会 BCP」という。）は、那須町議会災害対策協議会設置要綱（平成 29 年議会告示第 1 号）（以下「要綱」という。）に基づく那須町議会災害対策協議会（以下「協議会」という。）が定める。
- (2) 地震・風水害や重大な感染症の拡大などの緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した際においても、議決機関として議会の迅速な意思決定及び議会の機能維持を図るため、災害等発生時における組織体制、議員の役割及び行動方針などを定める。

### 2 想定する災害等

議会 B C P の対象とする災害は、次のとおりとする。

風・水害	・大規模な災害が発生する恐れがある場合又は大規模な災害が発生した場合
火災	・大規模な火災により多数の死傷者及び避難の必要が発生した場合
地震	・震度 5 弱以上の地震が発生した場合
火山災害	・噴火警報（噴火警戒レベル 4、5）が発令され、噴火の恐れが発生した場合。 ・噴火警報（噴火警戒レベル 2、3）が発令され、総合的な火山防災対策を講じる必要があると認められる場合
原子力災害	・原子力防災管理者から栃木県を通じて町へ原災法第 10 条第 1 項に定める通報又は同法第 15 条第 1 項に定める通報があった場合。 ・大規模な災害が発生するおそれのある場合又は大規模な災害が発生した場合
感染症	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言又は栃木県による緊急事態宣言が発令された場合
上記に定めのない災害	・大規模な災害又は爆発、テロ行為等により、災害の発生する恐れがある場合又は大規模な災害が発生した場合

### 3 発動基準

- (1) 本計画の発動基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

①町内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。（自動発動）

②那須町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合又は議会 BCP の対象とする災害等であって那須町議会災害対策協議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めたとき。

(2) 会長が不在の場合の意志決定は、要綱に定めるほか、次の順位で意思決定を行う。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
副会長 (副議長の職にある者)	理事 (議会運営委委員会委員長の職にある者)	理事 (総務産業常任委員会委員長の職にある者)	理事 (民生文教常任委員会委員長の職にある者)

(3) 発動基準に該当しない災害等であっても、各議員は、状況に応じてこの計画に準じて行動するものとする。

#### 4 災害等発生時の行動原則

##### (1) 議員

- ① 那須町において災害等が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、各自が周辺の状況及び各種報道により状況を判断し、必要に応じて自身及び家族の身の安全を確保する。
- ② 議会事務局から安否確認があったときは、速やかに議会事務局に報告する。
- ③ 各地域において救助活動、避難所運営等、地域の活動に協力し、必要に応じて被災状況等を議会事務局へ報告する。
- ④ 那須町地域防災計画に基づく災害対策本部の設置状況を確認する。
- ⑤ 関係職員が災害対応に専念できるよう、個人又は団体等で災害対策本部その他の執行機関の職員に対し、個別に情報提供を求めることや要望活動は行わないものとする。ただし、緊急と判断した場合はこの限りではない。

##### (2) 議会

- ① 災害対応状況や町民等の要望を踏まえ、協議会で調整のうえ、災害対策本部に対して要望等を行う。
- ② 災害対策本部と連携・協力し、国県その他の関係機関に対して要望等を行う。
- ③ 復旧・復興に向け、必要な予算等を速やかに審議するとともに、町民等の要望を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう提言していく。
- ④ 監視機能と審議・議決機能を適正に執行するため、正確な情報収集に努める。
- ⑤ 議会開会中は、次のとおり協議又は行動する。
  - ア 本会議、委員会の休憩又は散会
  - イ 本会議、委員会の再開の可否
  - ウ 協議会の設置
  - エ 当面する議会日程及び議案審査の取り扱い
  - オ 議場又は委員会室内の被災者の救出・救助
  - カ 災害情報の収集

##### (3) 議会事務局

- ① 自身及び家族の身の安全を確保する。
- ② 議員及び事務局職員の安否を確認する。
- ③ 議場及び委員会室等の被災状況を確認する。
- ④ 事務局の通信機器類の稼働状況を確認する。
- ⑤ 災害対策本部の情報を収集し協議会へ情報提供する。

## 5 災害等発生時の行動基準

### (1) 初動期（災害発生時）

- ① 議員は、議会事務局から安否確認があったときは、速やかに議会事務局に報告する。必要に応じて、家族の安否及び被災状況等を議会事務局へ報告する。
- ② 会長は、必要に応じて理事会を招集し、対応方針等を協議する。
- ③ 会長は、災害対策本部からの情報収集に努める。
- ④ 議員は、居住地域等において救援、救助活動を行うとともに、情報収集に努め、必要に応じて定期的に議会事務局へ状況報告を行う。
- ⑤ 会長は、議員からの要請、提言等を取りまとめ、災害対策本部へ提出する。
- ⑥ 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長に欠員が生じたときは3(2)で定めた順位に従いそれぞれの職務を代理する。

### (2) 中期(発生から約1週間以内)

- ① 会長は、必要に応じて協議会を招集し、災害対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。
  - ア 稼働人員の確認
  - イ 今後の活動方針
  - ウ 活動スケジュール
  - エ 議員の派遣による調査の概要(調査場所、調査項目、調査方法等)
  - オ 議員の派遣による調査の役割分担(被災地、避難所等への派遣等)
- ② 会長は、必要に応じて議員を被災地、避難所等に派遣する。
- ③ 派遣された議員は、被災状況や避難所の状況等の調査を行い、調査結果を会長に報告する。
- ④ 会長は、調査結果を集約し、必要に応じて災害対策本部に報告する。

### (3) 後期(発生から約1週間以降)

- ① 議員は、会長の指示のもと、必要に応じて国県等の関係機関に対する要望等を調査し、結果を取りまとめる。
- ② 会長は、必要に応じて調査結果を集約し、災害対策本部へ要望等を行う。また、災害対策本部等と連携し、国県等の関係機関へ要望等を行う。

### (4) 議場代替施設

町役場庁舎に被害が発生し設備機能が停止した場合、議場その他議会活動に必要な施設の代替となる施設を災害対策本部と調整しながら検討する。

代替候補施設

第1候補	ゆめプラザ・那須
第2候補	那須町文化センター

## 6 感染症発生時の行動基準

### (1) 基本となる行動基準

- ① 検温の実施等、体調管理を徹底し、風邪の症状等（37.5℃以上の発熱又は平熱と比べ1度を超える発熱、倦怠感などの体調不良）がある場合、不要不急の外出を控える。また、2日以上発熱等が続く場合又は当該感染症の初期症状として現れる症状がある場合は、登庁せず保健所等に相談及び議会事務局に報告する。
- ② 登庁した時は、検温記録シートへの記入を行う。
- ③ 役場内ではマスクを着用し、手をアルコール消毒し、密集、密接、密閉された場所を避ける。
- ④ 日々の行動を記録にとどめておく。
- ⑤ 会議室、控室等で物品を共用しない。
- ⑥ 食事をする時は、席の間隔をあけ、会話を避ける。
- ⑦ 移動制限が出ている都道府県へ行く場合は、議会事務局に届け、十分な感染防止対策を行う。
- ⑧ 本人や家族が、移動を制限している都道府県や海外に行く場合、一定の自宅待機期間を設けるよう要請される場合があるため、議会関連スケジュールに配慮して行動する。

### (2) 緊急事態宣言等の行動制限が行われている場合の行動基準

- ① 議員・議会活動は継続するが、可能な限りテレワークでの活動を行う。
- ② 執行部への対応は議会事務局を通して行う。
- ③ やむを得ない場合を除き、不特定多数の集まる会合等への参加は見合わせる。
- ④ 不要不急の外出自粛要請がなされている状況に配慮した行動をとる。

### (3) 「注意喚起期間」時における行動基準

- ① 十分な感染防止対策に心掛け行動する。

### (4) 自分が感染あるいは濃厚接触者となった時

- ① 速やかに保健所の指示に従い、議会事務局に報告する。
- ② 待機期間は、那須町職員の対応に準じる。

### (5) 身近な人が感染あるいは濃厚接触者となった時

- ① 速やかに保健所の指示に従い、議会事務局に報告する。
- ② 待機期間は、那須町職員の対応に準じる。

- ③ 不要不急な外出を控える。

## 7 参集及び活動時の留意事項

### (1) 交通手段

- ① 交通手段については原則として自家用車とする。ただし、道路状況及び燃料の確保状況に配慮し、場合によっては徒歩、自転車、バイク等を利用する。
- ② 参集場所への移動が困難なときは、オンラインで参加することができるものとする。

### (2) 服装・携行品

- ① 作業服を基本とし、動きやすい服装とする。
- ② マスク、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、食糧及び飲料水、その他必要な備品等を各自準備し携行する。

### (3) 通信手段

- ① 電話回線が使用可能である場合には、電話(携帯電話等含む)により連絡する。
- ② 必要に応じてタブレット端末を携行し、LINE、メール又は災害伝言ダイヤル等も活用する。

### (4) 緊急措置

緊急事態に遭遇した際には、救援・救助活動等適切な措置を取る。

### (5) 参集及び活動時の判断基準

自身・家族の被災又は住居等の被害			
無	有		
地域で活動	自身が被災	家族が被災	住居等のみ被害
	家族等から状況を議会事務局へ連絡	応急手当等を行った後可能な場合は地域で活動	家族を避難させた後、地域で活動

### (6) 参集体制

- ① 会長は、災害等が発生したときは直ちに登庁する。ただし、本人又は同居の家族等が被災した場合はこの限りでない。
- ② 副会長及び理事は、会長の指示により当庁する。
- ③ その他の議員は、会長の指示があるまでは、連絡体制を確立のうえ地域活動にあたる。
- ④ 協議会は、会長の判断によりオンラインで行うことができる。

## 8 その他の災害に対する行動基準

爆発、テロ行為など未知の危機事象については、会長が別に定める。

## 9 議会 BCP の運用及び見直し

- (1) 災害等の発生を想定した参集訓練や安否確認、オンライン会議、情報伝達訓練を定期的に実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図るよう努める。
- (2) 町をはじめ、自治会や自主防災組織が行う各種防災訓練等に積極的に参加する。
- (3) 防災訓練等の実施により、議会 BCP の実行性を確認し、新たに発見された課題や内容・手順等に変更の必要が生じた場合は、適宜、協議会で検討し改正するものとする。

### 附 則

この計画は、令和4年10月26日から適用する。